

◆1番（浅沼美弥子）皆様おはようございます。1番、公明党の浅沼美弥子でございます。平成20年第2回定例会個人質問に立たせていただき、感謝申し上げます。質問に入る前に、秋葉原で起きました事件で犠牲になられました皆様のご冥福をお祈りするとともに、けがをされた皆様が一日も早くお元気になられますよう、心よりお祈り申し上げます。外では未曾有の災害、悲惨な事件、事故など、暗いニュースが余りにも多く、家に目をやりますと、ガソリン価格等を初め、物価の高騰により家計は火の車、まさに先行きへの不安や社会への不平、不満が渦巻いているといった昨今であると言えます。こんなときだからこそ、身近な人と仲よく励まし合いながら生きたい、そして当たり前のこと、感謝できることに感謝し、感謝できないことに感謝し、そして希望の未来に感謝するという、感謝の心で生き抜いていきたいと思えます。印西市民の皆様、苦難に負けず勇気を出して頑張りましょう。

それでは通告に従い、質問に入らせていただきます。

初めに、子育て支援についてです。先週発表された厚生労働省の人口動態統計によりますと、女性1人が生涯に産む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率が2007年は1.34と、前年をわずかに上回り、2年連続の上昇となりました。しかし、30代後半の女性が40歳を前にと、駆け込み出産したことが上昇を支えたと見られており、長期的に見ると、少子化対策はまだまだ明るさが見られないというのが大方の報道でした。

また、政府の社会保障国民会議「少子化・仕事と生活の調和」分科会がまとめた中間報告骨子案では、少子化対策に積極的に財源投入を行っている国は、少子化に歯どめがかかっていると分析し、日本は出産や育児、就学前教育などの支出が、国内総生産に占める割合が欧州諸国に比べて著しく小さいと強調し、少子化の流れが続くと、社会保障全体の基盤を揺るがすことになるとして、優先的に財源を投入するよう求めております。

政府の少子化重点戦略会議の試算によりますと、国と地方自治体の施策充実には、少なくとも年間で1.5から2.4兆円の追加費用が必要としており、将来のために思い切った少子化対策への財源確保が必要だとしております。

さて、市長におかれましては、ご就任以来、公約であります子育て最優先都市印西の実現のため、さまざまな支援策を講じてこられました。放課後児童健全育成事業、延長保育事業、乳幼児医療助成事業、誕生時支援金事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て支援センターの設置、さらに本年度からは、妊産婦に対する支援も拡大、マタニティマークの配付や、妊産婦健診無料券の2枚から5枚への拡大などを実現し、大きく子育て支援にご尽力されてきたことに、関係者の皆様のご尽力とともに、敬意を表したいと思います。

私の議員として初めての質問が、乳幼児医療費助成制度の対象の拡大の問題でした。それは、たくさんのお母さん方とお会いした中で、一番にお訴えが多かったことだからであります。無我夢中で走り、1年があつという間に過ぎました。新しい年度に入り、新たな気持ちとともに、原点に帰るという意味におきまして、既に昨日先輩議員が質問した内容でもあり、議長のご指導に背くやに思いますが、くじ運のない議員の1人と思い、お許しいただき、質問にさせていただきたいと思えます。乳幼児医療費助成の対象を拡大することについて、ぜひ近隣他市に先駆けまして、実現をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

次に、2、交通網の整備について、ふれあいバスの増便及び新ルートの可能性については、昨日の質問事項の中に同じ趣旨の質問がございましたので、取りやめさせていただきます。今日は、別の角度から質問をさせていただきます。市内には、ふれあいバスのほか、自動車教習所や病院の送迎車等の巡回車が走っております。他市町村では、これらの民間交通機関と連携、活用をしているところもございますが、当市におきまして、民間交通機関と連携、活用するお考えがないか、伺います。

次に3、自主財源の確保について2点質問いたします。1点目は、自治体や住民が選んだ政策メニューに対して、全国の団体、個人から寄附を募り、それを財源に政策を実行する、いわゆる寄附条例についてです。現在全国62の自治体で取り入れられております。県内では、御宿町が条例を制定しております。当市でも、財源確保と同時に、住民参加の資格をさらに推進させていくため、寄附条例を制定する考えはございませんでしょうか。

2点目は、市の保有する財産を総点検し、例えば建物の壁面や玄関マット等、またふれあいバスの車体、車内、停留所等に広告掲載を推進できないか伺います。

4、女性管理職の登用についてです。女性管理職の登用は、多様な市民要望にこたえるために重要な課題であると考えます。現状について伺います。

5、生涯学習におけるバリアフリーについてです。市のホームページを開きますと、生涯学習のメニューが33ページにわたり掲載をされております。さまざまな市民を対象とする講座がございますが、障害者に対する生涯学習については、どのようなお考えで推進しているのか、伺います。

6、裁判員制度についてです。来年5月21日にスタートする裁判員制度、今年7月15日から裁判員候補者名簿の作成が始まり、11月から12月には、全国で30万人近くに上る名簿記載者に通知が届くとの報道がございました。概要と当市の対応について伺います。

7、住民税の減額について伺います。昨年国から地方へ税源移譲されたに伴って、所得税が減る影響を受けず、住民税のみふえているケースがあり、申告をすれば、住民税が減額され、還付されます。対象者は、全国で200万人程度と推計されております。今回の住民税が減額になって、還付を受けられる人は、どのような場合なのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長(山崎山洋) おはようございます。それでは、浅沼美弥子議員の個人質問に対し答弁いたします。1については私から、その他については担当部長から答弁をいたします。1の子育て支援についての乳幼児医療費の助成制度の対象を小学生に拡大することについての見解について、お答えいたします。乳幼児医療費の助成制度につきましては、子育て支援施策として、千葉県内の多くの市町村で対象年齢の拡大の実施、または検討が行われております。当市におきましても、乳幼児医療費助成制度の拡大は、子育て支援施策として効果のあるものと考えております。

さきの松本隆志議員の質問に答弁させていただきましたとおり、千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱の改正内容が示されておきませんので、対象年齢を拡大する上での市の経費等を試算することが困難であることから、現時点で対象年齢の拡大に対する明確な回答は申し上げられませんが、小学校6年生まで対象とした子どもの医療費助成制度について、検討してまいりたいと考えております。

その他については、担当部長から答弁いたします。

◎企画財政部長(梅北栄一) 2の交通網の整備について、民間の公共交通機関を活用する考えはあるのかというご質問について、お答えいたします。地域住民の利便性の向上を図るためには、市で運行するふれあいバスを初め、民間の公共交通機関を活用することも1つの手段と考えておりますので、先進事例等調査研究をしてみたいと考えております。

続きまして、3の(1)の寄附条例の制定についてお答えをいたします。自治体への寄附は、条例がなくても当然可能ではありますが、現在市では条例で定められた特定目的基金が幾つか設置されております。市に対して、寄附を希望する方が寄附をする際に、用途、目的を指定することができますので、市といたしましては、寄附者の意向を受けて、それぞれの基金に積み立て、条例の趣旨、目的に見合った運用をしております。

幾つかの例を申し上げますと、ふるさとづくり運営基金、保健福祉基金、教育施設整備基金などがあり、市のまちづくりに役立てられております。また、平成19年1月に市民活動助成制度を発展的に継承した、公益信託まちづくりファンドを設置し、市民主体の公益的活動を促進しております。公益信託とは、委託者、これは市でありますけれども、が一定の公益的な目的のために出捐し、受託者、これは銀行等になるかと思いますが、がその財産を管理、運営しながら、公益活動に助成するものですが、ふるさとづくり運営基金からの出捐金1億円と、財団法人民間都市開発機構から5,000万円の資金拠出を受け、合わせて1億5,000万円の原資で設置したものです。市といたしましては、このように基金条例に基づいた基金やファンドがございますので、現行の制度を活用しつつ、今後とも情報収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、7の住民税の減額についてお答えいたします。平成19年の税源移譲により、所得税の税率が下がり、住民税の税率が上がりました。所得税の課税年の翌年が個人住民税の課税年度になるため、中には平成19年度の住民税だけふえて、所得税額が減る効果が得られない場合があります。このような方の税負担の増加を調整するため、平成19年度の住民税の税額を平成18年度の税率を適用することで、減額を行う措置が地方税法の規定により設けられております。

例えば、平成18年中の収入500万円の方が退職等により、平成19年の収入が激減し、同年の所得税が発生しなかったことで、該当者になった方をモデルといたします。この方の平成19年度住民税の所得割額が22万7,500万円の場合、これを平成18年度の税率で計算すると、13万円になります。この差額9万7,500円を納付済みの方に還付することとなります。退職者、休職者、収入を抑えた方等が該当者と思われそうですが、そのような方には、本人への通知を行うことで周知していきたいと考えております。

◎総務部長(大野勇) 3の(2)、市有財産の有効活用について、建物の壁面、玄関マット、ふれあいバスの車体、車内、停留所等に広告掲載はできないかについてお答えをいたします。初めに、ふれあいバスにおける広告掲載の現状でございますが、現在車内において、市イベント情報等の行政広告を掲載しておりますが、有料広告については掲載しておりません。今後県内においてもコミュニティバスを運行している自治体が数多くありますので、実態調査を行うとともに、課題等を整理し、検討してみたいと考えております。

次に、建物の壁面、玄関マットの広告掲載につきましては、公共性についての市民の理解を得ることや、公共建築物への広告掲載の是非、広告掲載できる建物の選定、掲載できる広告の内

容、広告掲載料につきまして、基準を定めるなど、市有財産の有効活用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、市のホームページにつきましては、広告掲載を本年4月より実施しております。また、市民課においても、諸証明を入れる封筒に広告掲載をしておるところでございます。

次に、4の女性管理職の登用について、お答えをいたします。現在印西市の課長職以上の管理職に登用しております女性職員は、課長職に1名、率として2%となっております。しかしながら、係長級であります主査補、主査、課長補佐級である副主幹などの役付女性職員は87名、率といたしましては43%となっております。現状では、女性の課長職以上の管理職は少ない状況ではございますが、印西市の次代を担う係長級、課長補佐級には、女性職員が過半数近くを占めております。

議員ご指摘のように、多様な市民要望にこたえるためにも、女性職員を育成し、管理職へ登用していくことは、重要であると認識しております。このことから、職員個々の能力、適性を見きわめ、管理職としてふさわしい人材を育成していくため、管理監督者対象の研修への参加や人事配置等に努めてまいりたいと考えております。

次に、6の裁判員制度について、お答えをいたします。この制度につきましては、国民から選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加してもらう制度でございまして、来年5月21日から実施されることになっております。また、これに先立ち、今年の12月ごろには、裁判所管内の各市町村の選挙管理委員会で、選挙人名簿に登録されている者の中から、くじにより裁判員候補者予定者を選び、この名簿をもとに、裁判所で裁判員候補者名簿を作成し、名簿に記載された候補者の方に通知されるということでございます。

この裁判員制度につきましては、現在国及び裁判所が国民の理解を求め取り組んでいるところでございまして、市といたしましても、この制度を市民の方々に十分ご理解いただき、積極的に裁判に参加をしていただくことが必要であると認識しているところでございます。今後市民の方々に当制度の理解を広めていくため、市の広報紙やホームページなどを通して、制度の内容や裁判所主催によるさまざまな催し等について、広報を行っていくなど、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

◎教育部長(稲葉東治) 5、生涯学習におけるバリアフリー、障害者に対する生涯学習について、現状と今後の課題についてお答えいたします。生涯学習の推進につきましては、平成15年3月に生涯学習によるまちづくりを推進することを目的に、学ぶまち、育てるまち、夢、未来へのアプローチをスローガンにした印西市生涯学習まちづくり推進基本構想を策定いたしました。平成16年3月にその具体的な施策の方針を示した印西市生涯学習まちづくり推進基本計画を策定し、全市的な取り組みとして実施しているところでございます。

生涯学習においては、いつでも、どこでも、だれでもがという理念のもと、さまざまな学習機会において、障害のある方の社会参加など、ノーマライゼーション社会の実現に努めているところでございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは再質問させていただきます。1問ずつ行いますので、よろしく願いいたします。初めに、乳幼児医療費助成制度の対象の拡大については、子ども医療費助成制

度の創設の方向に向けて、ぜひ市長にリーダーシップを発揮していただきますように、お願いいたします。

3の(1)、寄附条例についてです。地方税法の一部を改正する法律が施行されまして、それに伴って、当市におきましても5月の22日、臨時議会の中で寄附金税制の見直しが行われ、論議がありました。何人もの議員の方から、当市にとっては、入ってくる寄附金よりも、出ていってしまう寄附金が多くなって、税収が減るのではないかと心配する声が上がりました。当然だと思います。印西市がふるさとであるという人の占める割合は、かなり低くなってきているのではないかと思いますし、ホームページなどを開きますと、さまざまな自治体が、みずからの自治体の魅力を政策メニューとして、寄附金を集めるために積極的にアピールをしております。ですから、当市においても、いかにして印西市の魅力をアピールし、寄附金を集めるかということに知恵を絞ることが必要なのではないのでしょうか。

ご回答にもありましたが、まちづくりファンドですが、これは市民の活動について助成するものであって、市民活動に参加できる人にはよろしいかと思えます。当市の誇れる制度であります。しかしながら、寄附条例の制定には、そういった活動に参加できない人でも、寄附というマネーの提供を通じて、直接政策を選択し、参加できるという利点がございませぬ。

また、ふるさとづくり運営基金、それと保健福祉基金、教育施設整備基金などがございませぬけれども、これは今の現状では、単なる寄附の受け皿ではないかと考えます。例えば、ふるさとづくり運営基金ですが、基金の内容について、よくわかりませぬので、寄附をする気にはなれなぬと思えます。このように、現行の制度だけでは、印西市の魅力を広く全国にアピールし、寄附を集めるには不十分ではないかと考え、提案しているわけがございませぬ。

これからの印西市のまちづくりの課題や、財産をメニューにすることについてですが、例えば印旛高校、これは印西市にしかありません。現在まで卒業生が約2万人いるということでございませぬ。また、その家族を含めると、印旛高校に思いを抱いている方が相当数全国にいらっしゃるということになります。今後母校の印旛高校のためなら寄附をしようという人がたくさんいらっしゃって、いざというときには力になってくださるのではないかと期待をするわけがございませぬ。

また、昨年の6月の議会で質問させていただきましたが、印西市の環境を保全をするために、どんなことをやっているのかという質問をいたしました。そのときにご回答では、昨年度武西地区の環境について調べるということをご回答いただきました。こういった武西地区の貴重な環境とか、あとそのときのご回答にもう一点、ゲンジボタルの生息、これについて調べるというご回答がありました。印西には、このゲンジボタルが生息をしております。こういった印西の財産をアピールし、政策メニューに提示することによって、市内外に潜在的にたくさん存在するであろう印西応援団の人々に対して、印西への思いを実現する場を提供することもできると思えます。さらに寄附をしてくださった方にも、一定の寄附金控除が受けられるメリットがございませぬ。自治体にとっては、民間版地方交付税と言う方もいらっしゃいまして、メリットも多く、素人考えですが、デメリットは比較的少ない仕組みなのではないかと考えます。

現在までに寄附条例を制定している自治体62ありますが、財政が厳しい小規模の町村とか、名の知れた観光資源を持っている自治体が目立ちます。しかしながら、本年4月1日には埼玉県鶴ヶ島市が鶴ヶ島市寄附によるまちづくり条例というのを施行いたしまして、注目されております。

この鶴ヶ島市は、都心のベッドタウンであり、人口が6万9,000人と、印西市によく似ております。ということで、この寄附条例について、市長はどのようなご見解をお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

◎市長(山崎山洋) 浅沼議員の再質問、寄附条例の制定についてということでございますが、先ほど企画財政部長からご答弁申し上げましたとおり、現在市では条例で定められた特定目的基金が設置されております。市に対して寄附を希望される方が寄附をする際に、その用途の目的を指定することができますので、市としましては現行の制度を活用しつつ、議員ご提案の寄附条例につきましては、広く情報を収集していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◆1番(浅沼美弥子) ぜひ積極的に研究をお願いいたします。それでは、自主財源の確保についての(2)にいきたいと思っております。特に建物の広告についてですが、これは景観の問題も考慮しなければならないと思っております。特に公明党としては、環境の視点から全国的に緑のカーテンの推進をしております。そこで建物の壁に関しては、今注目されております、先日もNHKで紹介されておりましたが、壁面緑化、これを使って広告をつくることを提案したいと思っております。ご検討をお願い申し上げます。

次に4、女性管理職の登用についてですが、今年度はどのような研修が実施され、女性の参加が予定されているのか、伺いたいと思っております。

◎総務部長(大野勇) 研修につきましてお答えをいたします。現在の職務に直接関係ある実践的な知識、技能を身につけるための各種研修を実施するとともに、自治体職員、特に幹部職員として必要な知識等を醸成するための各種研修にも積極的に女性職員を参加させておるところでございます。今年度は、国際的視野と見識を持った職員を養成し、行政能力の向上を図ることを目的とした、財団法人千葉県市町村振興協会が主催いたします市町村職員海外派遣研修に女性職員を派遣いたします。また、中堅職員として期待される視野、見識を高めるとともに、管理、監督能力を養うため、千葉県自治研修センターが主催いたします中堅職員研修にも、近年は女性職員を継続的に参加をさせております。今後も職務に直接関係のある専門研修だけではなく、将来の幹部職員として期待できるよう、研修体制を充実させてまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) わかりました。女性が仕事を持って子育てし、両立させていくのは、まだまだ大変だと思います。しかし、若いときは子育てそしてある程度年いきますと、親の介護の問題とか、いろいろ大変な中を立派に管理職として活躍をされている方もいらっしゃいますので、印西市の発展のために女性職員のこれからの活躍に期待をしたいと思います。

5、次にいきます。生涯学習におけるバリアフリーについてですが、八千代市では障害者のための絵手紙教室とか、週1回2カ月間にわたって実施する笑顔伸び伸び教室など、障害者のためのメニューがございます。先ほどのご回答では、現在開催されているメニューに障害者も参加できるようになっているというようなご回答でございましたが、実際の現場では参加したくともできない状況もあるやに伺っております。今後生涯学習に障害者の参加を推進するための具体的な対策について、伺います。

◎教育部長(稲葉東治) お答えいたします。現在障害者向けの対策といたしましては、市主催の講演会や成人式等の式典時において、手話通訳者や要約筆記者を配置し実施しているところで

ございます。また、障害者向けの事業といたしましては、公民館で実施しておりますIT講習会のカリキュラムの1つとして、社会福祉課との協力のもと、障害者対象の講演会を実施しております。しかしながら、講習会の内容については、今のところパソコンを使用する際に特別なソフトが必要ではない方を限定した講座となっておりますので、障害の種類によっては、受講できない状況となっております。今後につきましては、障害の種類、程度を問わず、できるだけ多くの障害者の方に受講していただけるよう、体制等を含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) ぜひよろしく願いいたします。次6番、裁判員制度についてです。新聞報道によりますと、先ほども言いましたけれども、12月に約30万人の人に通知が届くということでございます。日本全国で30万人ですから、有権者が1億人と計算しますと、印西市が有権者4万8,000人と計算しますと、大体150名ぐらいになります。まだ公式的に人数は決まっていないということだそうですが、確実に100名以上の方にこの通知が12月には届くわけでございます。市民の方々に周知するに当たって、具体的な取り組みが必要と思われませんが、何か計画がございましたら、教えていただきたいと思っております。

◎総務部長(大野勇) 裁判員制度につきまして、市民の方々に周知するに当たっての具体的な取り組みでございますが、現在のところまず7月26日に中央駅前公民館の主催事業で、千葉地方裁判所から裁判官を招きまして、裁判員制度についての説明や、模擬裁判を通して裁判員を体験してもらう講座を、成人市民を対象に予定しているとのことでございます。これにつきましては、7月1日号のいんざい広報でお知らせすることになっているところでございます。また、そうふけ公民館でも市民の方々に裁判員制度について学んでもらうための事業を予定しているとのことでございます。こちらにつきましては、現在裁判所の方と調整中で、決まり次第広報等でお知らせする予定とのことでございます。現在のところこのような状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 今のお話ですと、印西市の場合、管轄は千葉地方裁判所ということになります。もし選ばれたら、千葉地方裁判所に行くようになるわけです。私ごとで恐縮ですが、私の場合前職の関係上、たくさんの裁判に出廷してきましたが、当たり前なのですが、いつも被告席側でした。裁判員として1度ぐらい反対側に座ってもいいかななんて思うわけでございますが、冗談ではないよと、裁判員なんてごめんだと思われる方もいると思えますし、いきなりそんな通知が来たら、びっくりされる方もいると思えます。そして、一番身近な市役所にやっぱり問い合わせが来ることとも考えられるのではないのでしょうか。そのときには、しっかりと丁寧な対応をお願いしたいと思います。市の直接関与する業務ではないと思うのですけれども、市の直接関与する業務としては、その何名かを選ぶというところだけが市がやるということでございますので、でも市民の皆様からのそういった問い合わせには、親切に対応していただきたいと思っております。

それでは、最後の住民税の減額について伺います。今回住民税が減額になって、差額が還付されるというのは、平成18年は一定の所得があったけれども、退職とか休職とか産休などで、平成19年に所得が非課税になるほど大幅に落ち込んだ人ということになります。今回の措置は、住民税を税源の移譲前の税額に減らして、そしてその差額をお返しするということになりますけれども、市内に対象者がどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

◎企画財政部長(梅北栄一) 昨年のデータを利用したシミュレーションで該当者を算定したところ、約 1,300 人ということで想定をしております。最新のデータが今月中旬に出ますので、そのデータをもとに対象者には通知していきたいというように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 1,300 人ということで、かなり多いと思います。対象者の方に個別にお一人お一人通知を出していただくようになっているということです。申告の期間は7月の1カ月間、来月の1カ月間ということだそうです。申告に見えない方には、電話を入れるとかといった方法で、ぜひお一人の漏れもなく確実に還付していただけますよう、丁寧に手を打っていただきたいことをお願い申し上げます、私の質問を終わりにいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(出山國雄) これで浅沼美弥子議員の個人質問を終わります。

自席にお戻りください。